

## する 年金に 届け出をお 忘れなく



届け出のときは「年金手帳」をご準備ください

(会社員・公務員など)の扶養か  
らはされたときや配偶者が65歳にな  
ったときには、国民年金の種別  
変更の届け出が必要です。

### 届け出のときに必要なもの

- 年金手帳
- 印かん
- 必要な関係書類など

### 保険料の納付を忘れずに

国民年金保険料は、日本年金機構  
(または年金事務所)から送られる

**■加入変更時などに届け出を**  
国民年金(厚生年金・共済年金を  
含む)は、日本に住む20歳以上60歳  
未満のすべての人が加入しなければ  
なりません。届け出は加入するとき  
だけでなく、被保険者の種別が変  
わりましたときにも必要です。

納めた保険料は全額、社会保険料  
控除の対象となります。  
1年分や半年分をまとめて払う方  
法(前納払い)や、指定口座からの  
引き落とし(口座振替)にすると、  
納め忘れることもなく、また保険料  
の割引もあるのでお得です。

金額が少なくなつたり、受け取れな  
くなつたりする場合もありますので、  
必ず届け出をしましょう。

### 平成23年度国民年金保険料

●届け出が必要なとき
①20歳になったとき
②退職したとき
③配偶者の扶養からはずれたとき

※20歳から60歳までの間で、収入増、  
離婚、死別などの理由で厚生年金  
や共済年金に加入している配偶者

### お問い合わせ先

熊本東年金事務所

TEL 096-367-2503

### 医療費の自己負担限度額

一医療機関の窓口での医療費の支  
払いは、事前に認定申請をして発行  
された「限度額適用認定証」を医療  
機関に提示すると、自己負担限度額  
までとなります。限度額は、住民税  
の課税状況や所得などで異なり、70  
歳未満の人で3段階、70歳以上75歳  
未満の人で4段階に分かれています。

世帯内の国民健康保険加入者で、  
転入、転出、死亡などや国保資格に  
異動があった場合には、適用区分が  
変更になることがあります。

特別な事情を認められる場合を除  
き、国保税で滞納があると、「認定  
証」が発行されないことがあります。

**●申請に必要なもの**

- 国民健康保険被保険者証
- 印かん

**●申請に必要なもの**

- 国民健康保険被保険者証
- 印かん

※長期入院の申請の場合は、「認定  
証」と、90日以上の入院が確認で  
きる医療費の領収証も必要です。

### 毎年申請が必要です

すでに発行されている「認定証」  
の有効期限は、7月31日(日)です。

8月からは、平成23年度の住民税  
課税状況や所得などにより、改めて  
判定します。

8月1日(月)から申請を受け付  
けますので、入院中などで必要があ  
る人は、町住民生活課へ申請してく  
ださい。

### 入院時の食事代の自己負担額

住民税非課税世帯の国保加入者は  
は、入院中の食事代の自己負担額が  
減額される制度があります。

減額を受けるためには、認定申請  
をして発行された「限度額適用・標  
準負担額認定証」を医療機関へ  
提示することが必要です。

減額認定後において入院日数が90  
日を超えた場合は、「長期入院」に  
該当します。再び申請することによ  
り、食事代の自己負担額がさらに減  
額されます。

## 国保の入院時の医療費 と食事代の自己負担額



「認定証」が必要な人は、窓口で申請してください

TEL 096-234-1111(内線104)

✉ klg106@town.kosa.lg.jp

町住民生活課 TEL 096-234-1111(内線106) ✉ klg205@town.kosa.lg.jp

## 史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート#12



並べて挿した棒に電気を流して調査する電気探査

### レーダー探査と電気探査による史跡調査を実施

今年度も、陣ノ内館跡のレーダー探査と電気探査を実施しました。5月28日（土）付け熊本日日新聞紙上でも取り上げられましたが、今月号では、その内容を紹介します。

### 探査の成果発表を開催予定

今年度のレーダー探査は、5月27日（金）、30日（月）の2日間、電気探査は6月8日（水）に実施しました。探査した場所は、北側土壘の上部と南側の堀（現在は埋め戻しています）。北側土壘の上部は、昨年度の発掘調査で出土した「石敷き遺構」がどのように延びているのか確認するため、南側の堀は、延長上にあると推定される西側の堀がどのような形になるのかを確認するために行いました。

今年度も、陣ノ内館跡のレーダー探査と電気探査を実施しました。5月28日（土）付け熊本日日新聞紙上でも取り上げられましたが、今月号では、その内容を紹介します。

た。両者とも、館の構造を復元するためには重要な個所です。土壘上の「石敷き遺構」の長さや方向で、城がどのような場所を重点的に防御しようと考えていたのかが分かり、また南側の堀の形によつて、城の入口の場所や全体の構造を推測する材料を得ることができます。

探査は、熊本大学工学部の学生5・6人と先生で行いました。写真

は電気探査の様子で、1枚おきに電気を通す鉄の棒を地面に挿して電気を流し、その抵抗値を調べることで地中の史跡などの形状を測定します。収集した抵抗値などのデータは、大学に持ち帰り、約1か月ほど掛けで不要な情報を取り除いた後で必要なデータを解析します。

### 探査の成果発表を開催予定

2か年に行つた探査の中で多くの情報を収集できました。そこで、今年度、熊大生による史跡での探査に関する成果発表を町生涯学習センターで開催予定です。日程などについては後日お知らせしますので、考古学・歴史学・科学的な視点から調査を行い、館跡の全容解明を目指します。

**男性の家庭参画への現実**  
男性で育児休業制度を利用したいと思う人の割合は31・8%ですが、平成20年度の育児休業取得率は、1・23%と低く、この制度を活用できないのが現実です。

また、夫婦間において、夫が家事・育児に関わる時間は、1日当たり

時間が1時間ほど、育児に関わる時間は30分程度と非常に短く、日本では、夫が家事・育児を負担する時

間が世界的に見ても短い状況です。

### 男性の家庭参画を拒む要因

週35時間以上働く人のうち、週60時間以上働いている男性の割合は、30・40歳代が最も高く、2割以上が週60時間以上働いているなど、子育

出産後の女性の仕事継続割合は、「夫の家事・育児時間なし」で39・1%、「4時間以上あり」で66・7%です。夫が家事・育児に関わる家庭では仕事を続ける割合が非常に高く、また、第2子以降が生まれる割合も高くなる傾向にあります。

### 男性の家庭参画による効果

て世代の男性は、長時間労働の割合が高くなっています。仕事と家庭の優先度についても、男性の場合、仕事優先の人の割合が、家庭参画を希望する人の3倍を超えており、ワーク・ライフ・バランスを取れていない状況です。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識も、家庭参画を拒む要因に挙げられます。

しかし、若い世代の男性は、固定的な性別役割分担意識を持つ人が減少しています。ワーク・ライフ・バランス実現のためには、本人の意思のみならず、職場など周りの人の理解などの意識改革が重要です。

## 男性の家庭参画による男女共同参画社会実現



男性が家事や育児に関わることが大切です

男性の家庭参画が家事や育児に関わることが大切です。皆さん、ぜひご来場ください。

陣ノ内館跡調査事業では、今後も考古学・歴史学・科学的な視点から調査を行い、館跡の全容解明を目指します。